

要望等記録一覧表（令和6年5月分）

No. 4	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	橋本 宏淳 生駒市議会議員
【件名】	公園内に最近設置された地蔵について			
【要望等の概要】 萩の台小山公園内で、地元住民が公園管理者に断りなく地蔵を設置している状況だと聞いたので、現状を把握したい。				
【対応方針等の概要】 今回の要望以前に、地元住民から通報があり、現地確認をしています。その際、自治会長を通じて詳細を確認したところ、開発事業のために開発地付近にあった地蔵を、開発の支障となることから移設したものであると判明しました。現都市公園法でこのような施設の公園占用は許可できないため、工事期間中の仮設であること、また、工事完了後は速やかに公園外に撤去する旨の文書を萩の台自治会または檀家総代から提出していただく方向で調整しています。				
【担当部署】	みどり公園課			

No. 5	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	高杉 千代子 生駒市議会議員
【件名】	白庭台西公園の砂場について			
【要望等の概要】 白庭台西公園の砂場の砂が減っているので、足してほしい。				
【対応方針等の概要】 現地確認し、砂の状態が悪いため砂の入替を実施予定です。				
【担当部署】	みどり公園課			

No. 6	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	－
【件名】	学研高山地区第2工区内での不法投棄について			
【要望等の概要】 学研高山地区第2工区の土地に農機具やテレビが不法投棄されているとの苦情。また、不法投棄を行った市民が特定されているが、嚴重注意をするよう市職員にお願いしたが、現場にいた市職員がトラブルを恐れ対応しなかった。この件について事実確認後、折り返し連絡をするよう要望があった。その後来庁され、同様の要望をされた。				
【対応方針等の概要】 環境保全課として現地確認および所管課である学研推進課への引継ぎを約束しました。他課に関する苦情については、当課では対応が難しいと説明の上、同意していただきました。（環境保全課） 農機具やテレビは、最近捨てられたものではなく、本市がURから土地を取得した時点で現場に存在していたものです。不法投棄を助長することがないよう現場付近に注意喚起の看板を設置します。（学研推進課）				
【担当部署】	環境保全課 学研推進課			

要望等記録一覧表（令和6年5月分）

No. 7	【要望者区分】	公職者	【要望者氏名(名称)】	中尾 節子 生駒市議会議員
【件名】	落葉が多い園内樹木について			
【要望等の概要】 当該公園前の住民から、公園内樹木の落葉によりとゆやカーポートに落ち、加齢により清掃が大変であるため、強めに剪定してほしいとの要望がある。				
【対応方針等の概要】 現地確認の上、要望者に対して以下の内容を回答しています。 ケヤキは、過去の強剪定により樹形が乱れかえって大きくなっていることは確認しています。伐採となると景観が大きく変わりますし再度植えなおすことはいたしかねます。樹木や緑に愛着がある方もいらっしゃると思いますので、自治会内や班でお話しをしていただき、伐採という結論でお話がまとまれば要望書をいただければ前向きに検討します。				
【担当部署】	みどり公園課			

No. 8	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	—
【件名】	生駒市が所有する池の災害対応について			
【要望等の概要】 生駒市が所有する池が決壊寸前で、1cmほどで水があふれる。すぐに現場対応が必要なので、現地確認にすぐに来るよう求める。少なく見積もっても土のう100袋は必要である。決壊して自己所有地に被害が出た場合、すべての保障を求める。				
【対応方針等の概要】 池の所有・管理について確認しますとお伝えしました。 その後学研推進課の所有地であることを確認し、学研推進課に情報共有を行いました。				
【担当部署】	土木課			

No. 9	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	—
【件名】	学研高山地区第2工区内に本市が所有する池の保全について（No. 8関連）			
【要望等の概要】 学研高山地区第2工区内の生駒市が所有する池が大雨で決壊の恐れがある。				
【対応方針等の概要】 水位は高いが今すぐ決壊することはないと判断しました。異変があれば現場に近づくことはせず、避難する等適切な行動をとってもらうことになります。今後の対応として、余水吐の高さを下げて高水位にならないようにすることで理解していただきました。また当該池は消防水利に指定されており、緊急時には要望者が消防に連絡して可搬式ポンプで水位を下げてもらうとのことで、学研推進課から本署の警防課へその旨連絡調整します。				
【担当部署】	学研推進課			

要望等記録一覧表（令和6年5月分）

No. 10	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	—
【件名】	職員の法令遵守、その他第2工区市所有地の管理などについて			
【要望等の概要】				
①学研推進課の職員が要望者の所有地に無断で入り、破竹を切り取って盗んだ可能性がある。警察へ通報しても良い。そうなれば第2工区の事業は止まる。盗んでいなくても、付近に打ち捨てていれば不法投棄である。職員としてのモラル、マナーがなっていない。土地の境界がどこか認識していないために今回のようなことが起こったのではないかと。境界を明確にするためにも、自身立会のもと測量をすべきである。測量することを約束し一筆書くよう要求する。 ②現場付近の2か所の池（本市所有地）について、獣害（イノシシ）等により劣化損傷しており、池が崩壊した場合、低地にある自分の田へ影響が出る。予防措置として壁面コンクリートを全面的に打ち換える等改修すること。 ③近隣の耕作者が学研推進課の職員の指示で改良区の水を流すための水路を塞いだと主張している。改良区のことには口出しをできるのは水利権がある者だけで市が口出しすることはできない。そのことを当該耕作者に理解させる必要がある。当該耕作者に話をし、結果を報告すること。 ④先日提出した嘆願書について回答すること。				
【対応方針等の概要】				
①事実確認をしたところ、盗んだ訳ではなく、破竹が大きくなる前に通路の維持管理上良かれと思って切ったとのこと。無断で作業したこと、また、適切に処理しなかったことについてお詫びしました。今後、事前に声掛けするなど同様のことがないように当該職員に指導しました。測量することを約束する一筆を書くことはお断りしました。 ②池の改修については現状を踏まえた対応の要否、改修が必要な場合の対応については検討します。 ③水路の件については、当該耕作者に職員指示ではないことを確認しました。また、当人に対し改良区の水について市は利用しておらず、水利権がないことを説明し、その旨を要望者に連絡しました。 ④嘆願書については、後日書面にて回答する旨を伝えました。				
【担当部署】	学研推進課			